

## 次世代の学校指導体制の在り方について（中間まとめ）

### 次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース

#### 1. 我が国における「学校」の現状

##### (1) これまでの学校指導体制

- 学校教育はいずれの国においても重要な社会システムであるが、日本と諸外国の学校の在り方は大きく異なる。諸外国では、教員の業務が主に授業に特化しているのに対し、日本では、教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行なうことが特徴となっている。
- これは、日本の学校が、それぞれの時代において社会の要請に応えながら、子供たちに必要とされる資質・能力を育むことができるよう発展してきた姿であり、こうした「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価され<sup>1</sup>、学力面では、OECD・PISA 調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルとなっているとともに、勤勉さ、礼儀正しさなど道徳面、人格面でも評価されてきた<sup>2</sup>。このようなことから、「日本型学校教育」の海外展開が要望されるようになっている。今後も、このような「日本型学校教育」の有効性が生かされることが重要である。
- 日本では、教員が一人一人の子供の状況を総合的に把握して指導し、学校が子供の人格的成长に大きな役割を果たしている。加えて、通学路の安全確保や、夜回り指導など、教員は学校外での子供の活動にも対応している場合もある。このように、日本社会においては、学校や教員の熱心な取組や大きな負担の上で、子供に関する諸課題に対応してきた。
- こうした教員の献身的な取組は、日本の学校教育の高い成果に貢献している一方で、教員に大きな負担を強いている状況にある。
- こうした教員にかかる負担の現状は、平成 26 年 6 月に公表された OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）の結果にも表れている。日本の教員の 1 週間あたり

<sup>1</sup> 日本の学校においては、授業が始まる前のあいさつや授業中の発表の仕方など学習に当たっての規律の習得が重視されており、これによって学習に向けた秩序がしっかりと確立されるため、教員が授業中に秩序維持のために多くの時間を費やす必要がなく、効果的に学習指導を行うことができると指摘されている (Stevenson, H. W. & Stigler, J. W. (1992). *The Learning Gap: Why our schools are failing and what can we learn from Japanese and Chinese Education.*). また、掃除や当番などの労働的活動や委員会活動を通じて児童生徒が学校の運営に参加することにより、責任感や主体性が養われたり、様々な学校行事により児童生徒の帰属意識や達成感が高められるなど、授業以外の活動が児童生徒の人格的成长に重要な意義を有していると評価されている (Cummings, W. K. (1980). *Education and Equality in Japan.*)。

<sup>2</sup> 例えば電通「ジャパンブランド調査（第3回）」(2012)によれば 16 の国・地域の 20~59 歳男女に聞いた「日本人」のイメージとして、「勤勉」(55.9%)、「礼儀正しい」(55.4%)、「気さくな」40.9%などが上位に並んでいる。

の勤務時間は参加国中で最長となっているが、勤務時間の内訳を見ると、授業時間は参加国平均と同程度であるのに対し、課外活動の指導時間や事務業務の時間が長いことが示されている。

- このように、教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に担う「日本型学校教育」は、大きな成果を上げる一方、現在の教員の勤務実態や、後述の「更なる対応が必要な課題」を踏まえると、現状のままの指導体制で、これまでと同様の効果を上げていくことは困難になっている。

## (2) 更なる対応が必要な課題

- これまでの真摯な取組が着実に成果を上げつつある一方、日本の子供たちについては、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることなどについて課題が指摘されることや、自己肯定感や主体的に学習に取り組む態度、社会参画の意識等が国際的に見て相対的に低いことなど、子供が自らの力を育み、自ら能力を引き出し、主体的に判断し行動するという点については、今後の我が国の発展に向けた大きな課題となっている。また、日本の教員については、諸外国の教員に比べて、子供たちの主体的な学びを引き出すことに対する自信が低いことに加え、指導の中で I C T を活用することができていないといった早急に対応すべき課題がある<sup>3</sup>。
- 基本的な知識・技能を習得し、それを活用する力とともに、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことは、将来の予測が困難な時代を生き抜く上で最も必要な資質・能力である。また、こうした課題の発見や解決の過程において、手段として I C T を効果的に活用できる力を育成することも必要である。これを子供たちに育むことができなければ、我が国は危機的状況を迎てしまう。
- こうした資質・能力を子供たちに身に付けさせるため、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った学びの改革とともに、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、学習指導要領の改訂を進めているところであり、指導体制もそれにふさわしいものとなるよう、大きく転換を図っていく必要がある。
- また、社会全体が、グローバル化の進展、生産年齢人口の減少などにより急速に変化するとともに、格差の再生産・固定化、社会のつながりの希薄化といった課題に直面する中、これらの社会的変化が学校にも影響を及ぼし、学校の抱える課題も複雑化・困難化してきている。具体的には、
  - 特別支援教育の対象となる児童生徒数は約 34 万人に上り<sup>4</sup>、そのうち小・中学校の通常の学級に在籍しながら障害の状態に応じた特別の指導（通級による

<sup>3</sup> OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）（2014 年 6 月公表）

<sup>4</sup> 文部科学省「平成 26 年度学校基本調査」（平成 26 年 5 月 1 日現在）ほか

指導) を受けている児童生徒は、10 年間で 2.3 倍に増加しているが<sup>5</sup>、これらに必要な教員は十分に措置されていない。

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等は約 34,000 人存在し、10 年間で 1.6 倍に増加しているが、約 2 割 (約 6,000 人) が日本語指導を受けることができない<sup>6</sup>。
  - 児童生徒の学力に家庭状況等の社会経済的背景が影響を与える一方で、経済的援助を受ける困窮家庭が、平成 7 年度には 16 人に 1 人の割合だったのに対し、平成 25 年度には 6 人に 1 人の割合にまで急増している<sup>7</sup>。さらに、日本の子供の貧困率は年々悪化し、16.3%に及んでいる<sup>8</sup> (OECD 平均 13.3%)<sup>9</sup>。
  - いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題は複雑化・多様化している。なお、平成 26 年度に発生したいじめ重大事態<sup>10</sup>は 449 件<sup>11</sup>、平成 26 年の小中学校の不登校児童生徒数は約 12.3 万人<sup>12</sup>、平成 26 年の小学校の暴力行為発生件数は約 1.1 万件（国が調査を開始した平成 9 年度の約 8 倍）となっている<sup>13</sup>。また、中学校 3 年生で不登校であった者の高校中退率は一般生徒の約 10 倍との調査もある<sup>14</sup>。
- こと等が挙げられる。
- こうした課題への対応は、日本社会における格差の解消や政府が目指す「一億総活躍社会」の実現の観点からも重要である。教職員配置や関係機関との連携の充実等を通じて、学校の機能を強化し、課題の克服を図ることが必要である。

### (3) これまでの教職員配置について

- 教職員配置については、昭和 33 年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和 33 年法律第 116 号。以下「義務標準法」という。) の制定以来、過去に 7 次にわたる教職員定数改善計画による計画的な教職員定数改善等の努力が進められてきた。こうした計画的な教育条件の充実によって、大都市とへき地の間における学力格差の解消<sup>15</sup>や、ティーム・ティーチン

<sup>5</sup> 文部科学省「平成 26 年度通級による指導実施状況調査」

<sup>6</sup> 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 26 年度）」

<sup>7</sup> 文部科学省「平成 25 年度就学援助実施状況調査」

<sup>8</sup> 厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」

<sup>9</sup> OECD (2014) Family database “Child Poverty” (データは 2010 年の値)

<sup>10</sup> いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」(①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき)。

<sup>11</sup> 文部科学省「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

<sup>12</sup> 同上

<sup>13</sup> 同上

<sup>14</sup> 文部科学省「不登校に関する実態調査（平成 18 年度不登校生徒に関する追跡調査）」「平成 19 ~22 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

<sup>15</sup> 昭和 37 年度全国中学校学力調査報告書によれば、全国平均と比べ、へき地平均の方が低学力

グ、習熟度別少人数指導や小学校における専科指導の拡充<sup>16</sup>など指導方法の改善が一定程度図られた。しかし、第7次教職員定数改善計画（平成13～17年度）が完成してから10年以上、新たな定数改善計画は策定されていない。

- 義務標準法による教職員配置の基本的な考え方は、標準的な授業時数等に基づき、学級数等に応じて算定される「基礎定数」と、政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分される「加配定数」とに分類される。平成28年度予算では、基礎定数は約62.7万人、加配定数は約6.5万人である。
- 全教職員定数の1割を占めるようになった加配定数については、政策目的や地域の事情等に応じたきめ細かな定数措置を可能とするものとして、重要な機能を果たしている。一方、その人数については毎年度の予算措置によって決まるところから、地方公共団体にとって、安定的・計画的な教職員の採用・配置につながりにくいという課題がある。

## 2. 次世代の学校像

- 社会全体が、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化の進行などにより急速に変化する中にあって、次世代の学校には、その教育活動の中核となる教育課程について、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」へと転換させ、子どもたちが主体的に社会に向き合って関わり合い、その過程を通して、一人一人が自らの可能性を最大限に發揮し、より良い社会と幸福な人生を自ら創り出していく資質・能力を育成することが求められる。
- そのためには、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、日本のこれから時代を支える創造力をはぐくむ教育へと転換するとともに、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築し、教員が今まで以上に、一人一人の子供に向き合う時間を確保し、丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現できるようにすることにより、子どもたちの学力を保障していくことが必要である。
- さらに、障害のある子供、経済的な援助を受けている家庭の子供、日本語に通じない子供、不登校の子供など特別な配慮を必要とする子どもたちが増加する中で、全ての子どもたちの自立と社会参加を目指し、眞の「共生社会」や「一億総活躍社会」の実現のため、多様な子どもたち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすきめ細かい教育を提供していくことが重要である。
- また、元来、学校は地域の中にあるものである。本年1月に策定した「次世代

---

層の生徒が多くなっている。一方、平成19年度全国学力・学習状況調査の結果によれば、中学校国語Aの全国平均が81.6点であるのに対し、へき地平均は81.1点である。

<sup>16</sup> 教育課程編成・実施状況調査の結果によれば、専科指導が行われている割合は、平成15年度には理科20.5%、音楽34.5%であるのに対し、平成27年度には理科48.9%、音楽60.2%である。

の学校・地域」創生プランの実現に向けて、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への進化を図るとともに、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要である。

- こうした次世代の学校像を実現することは、「一億総活躍社会」の実現や「地方創生」にも資するものである。

### 3. 次世代の学校像を実現するための教職員定数の改善の方向性

#### (1) 基本的な考え方

- 現在の学校が直面している様々な課題に対応し、「次世代の学校」の創生を実現するためには、それに見合った教職員定数の改善を図っていく必要がある。
- 同時に、次世代の学校像は、教職員定数の充実のみで実現するものではない。校長のリーダーシップの下、学校のマネジメント機能を強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員が心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）や専門機関等と連携・分担する「チームとしての学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。
- あわせて、学校現場の業務改善に向けた支援も必要である。昨年7月に公表した「学校現場における業務改善のためのガイドライン」の教育委員会による活用を促しつつ、ＩＣＴの活用等による校務の効率化や学校の事務機能の強化等の取組を一層進めることが重要である。
- こうした取組を総合的に進めることにより、次世代の学校像の実現のための諸課題に対応した目標を達成することが必要である。
  
- さらに、教育政策について質の向上を目指し、学校やその周辺環境に関する数量データ、事例等を調査・分析し、いわゆる「エビデンス」を活用した政策形成についての取組を一層推進することが重要である。「経済・財政再生アクション・プログラム」（平成27年12月24日 経済財政諮問会議決定）の中では、「少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ等の学校・教育環境に関するデータ収集及び教育政策に関する実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定、公表、提示するとともに、データや教育政策の成果及び費用、背景にある環境要因を総合的に考慮して予算要求を行い、教育におけるP D C Aサイクルを確立する」とこととされている。
- また、同時に策定された「経済・財政再生計画改革工程表」では、平成28年度から平成32年度までの5年間を通して、「各種の加配措置、少人数教育、習熟度別指導等多様な教育政策に関する費用効果分析を含め、研究者・有識者からな

る実効性ある研究推進体制の下で、一定数の意欲ある自治体等の協力を得て実施すること」、その際には、①知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲等、②コミュニケーション能力、自尊心・社会性等の非認知能力、③児童生徒の行動といった「多面的な教育成果・アウトカムの測定」「子供の経時的変化の測定」を行い、その際には、「学校以外の影響要因の排除等も考慮」することとされている。

- 具体的には、以下の基本方針に沿って、実証研究を進めることとする。
  - 教育の目的の多面性と教育の手段の多様性を踏まえて、(1)政策効果や(2)現場における政策ニーズを総合的に把握するための(i)量的研究及び(ii)質的研究を組み合わせて実施。
  - 地方公共団体の協力を得つつ、国立教育政策研究所や大学等の研究者・有識者により実証研究を実施。関連施策の費用と効果について把握・分析。
  - 学校や児童生徒の状況全体を通じた政策の効果を評価するためには、政策と目指す教育目的との間をブラックボックス化せず、学校で教育活動が実際にどのように展開されているのかなど、教育の過程に着目した研究が必要。
  - 個々の成果が特定のサンプルに関する特定の条件下でのものであることを踏まえ、政策が実施される背景にある環境要因も総合的に考慮しつつ、多様な研究成果を踏まえて、全体としての傾向を把握することが必要。
  - これらの研究成果を踏まえ、教育政策について質の向上を図りつつ、P D C Aサイクルを確立。

## (2) 29年度要求段階で対応すべき事項

- 現時点において、平成29年度概算要求段階で対応すべきと考えられる事項としては、以下の項目が挙げられる。
- ただし、具体的な要求内容等については、政府の掲げる基本方針等を踏まえ、更なる検討を進める必要がある。

### 【障害のある児童生徒の指導】

- 通級による指導については、障害の状態や教育上必要な支援の内容等が個々に異なる児童生徒に対して、通常の学級での学習におおむね参加することを前提とした上で、より個別的で、より生徒一人一人の教育的ニーズに即した、適切な指導及び必要な支援を提供するものである。
- こうした指導形態の特質からも、全国どこでも適切な指導を受けられるよう、恒久的な指導体制を構築することが必要であることから、通級による指導を担当する教員の定数について、大幅な充実を図る必要がある。その際、通級による指導を受ける児童生徒であっても、ほとんどの授業を通常の学級で受けることから、通常の学級における指導体制の充実についても検討すべき課題である。
- さらに、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進のため、

学校内の関係者や医療・福祉等の関係機関との連絡・調整等を担う特別支援教育コーディネーターについて、拠点校（大規模校・対象児童生徒が多数いる学校）を中心に専任化できるよう定数措置を進めることが必要である<sup>17</sup>。

- あわせて、特別支援学校における教員の特別支援学校教諭免許状の保有率が7割程度である現状を踏まえ、これを100%に引き上げることを目指すとともに、特別支援学級を担当する教員の同免許状の保有率向上や通級による指導を担当する教員の専門的な研修の受講の促進を図るなど、指導体制の質的な強化も必要である。

#### 【外国人児童生徒等の指導】

- 外国人の子供たちが進学・就職し、日本の社会に適応して経済・社会的に自立すること、また、我が国と母国の架け橋となるグローバル人材として活躍することは、我が国の経済・社会の安定・発展にとって有意義である。加えて、共に学ぶ日本人児童生徒にとっても異文化理解能力やコミュニケーション能力の向上といった効果も期待できる。
- これを踏まえ、単なる「日本語指導」ではなく、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的な支援を行うという観点から、外国人児童生徒等の指導を担当する教員の定数について、大幅な充実を図る必要がある。さらには、こうした教員をバックアップする日本語指導支援員や母語支援員の充実を図り、全ての外国人児童生徒等が適切な支援を受けられる体制を整備する必要がある。

#### 【貧困等に起因する学力課題の解消に向けた取組の強化】

- これまでの研究等により、所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と学力との間には明らかな相関関係が見られるとの指摘もある<sup>18</sup>。こうした状況を踏まえ、習熟度別少人数指導や学校におけるきめ細かい指導（放課後の学習相談や、学習の補助、授業への入り込み補助、抽出による補充学習など）、家庭学習のサポートなど、学力保障のための指導体制を充実するための教員定数の拡充を図る必要がある。
- また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等と組み合わせた集中的な支援により、学力保障のために重点的な支援を必要とする学校における課題の解消を目指すことが必要である<sup>19</sup>。

---

<sup>17</sup> 特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの広範な役割を担う。特別支援教育コーディネーターの公立学校における指名率は、小学校100.0%，中学校99.9%。一方、専任率は、小学校13.7%，中学校14.1%（平成26年度）。

<sup>18</sup> 「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」国立大学法人お茶の水女子大学（平成26年3月28日）

<sup>19</sup> 例えば、児童生徒の就学援助率が2割以上の公立小中学校（児童生徒数10人未満の学校を除

### 【いじめ・不登校等の未然防止・早期対応の強化】

- いじめ・不登校等の未然防止や早期対応のためには、一人の学級担任等だけが抱え込むのではなく、組織的な指導体制を構築することが不可欠である。
- そのためには、授業時数が軽減され、学校現場の諸課題の対応において中心的な役割を担う教員（児童生徒支援専任教員）の配置拡充と、こうした教員をバックアップするスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置拡充を図る必要がある。
- また、教育支援センターを全国展開・強化するとともに、不登校の子供に配慮した特別の教育課程を編成する学校の設置を促進することが重要である。こうした取組を通じ、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるようにする体制を確立する必要がある。

### 【先進取組加配枠（仮称）の設定】

- 加配定数は、学校現場における指導方法の工夫・改善を促し、教育改革の取組を促す政策ツールとして大きく貢献してきている。
- 他方、加配定数措置の実効性は、教育委員会と現場における加配の活用方法にかかっており、加配による教育活動の成果を把握・評価し、加配の有効活用の意識を高めていくことが求められる。
- このため、加配定数に、各地方自治体からの提案による教育政策と連動した配分枠を創設し、加配定数の配分方針及び配置後の効果の多面的な評価を進め、加配措置のより効果的な活用やP D C Aサイクルの確立に向けた取組を促進することが考えられる。
- あわせて、各都道府県においては、各市町村・学校の状況に応じたメリハリのある配置を進めることを徹底すべきである。

### 【専科指導の充実等】

- 学習指導要領の改訂及び実施にあわせ、指導体制の充実を進める必要がある。
- 特に、小学校高学年における外国語活動については、中央教育審議会においても「教科化」（平成30年度先行実施、平成32年度全面実施）の方向が打ち出され、「読む」「書く」に加え「聞く」「話す」を専門的に指導することが求められているため、専科指導を行う教員を含めた、より高度で専門性を重視した指導体制を構築する必要がある。
- 加えて、学習内容が高度化する小学校高学年においては、指導の専門性の強化が課題となっている。このため、全ての小学校において、観察・実験、実習等の学習活動が多い教科（例えば理科、音楽科等）での専科指導を進めるための戦略

---

く。）のうち、平成27年度全国学力・学習状況調査の結果が、①いづれかの科目で、全国下位25%の児童生徒が半数以上を占めている、②全ての科目の平均正答率が全国平均よりも5ポイント以上低い、のいづれかの条件を満たす学校は、全国で約1,000校程度と推計される。

的な定数確保が必要である。

- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、優れたアスリートと学校教育との関わりを強化することも有意義である。こうした関わりにおいては、部活動のみならず、小学校体育専科教員、中学校・高校の体育教員として活用することも、専門性を重視した指導という観点から有効であると考えられる。この場合、特別免許状や特別非常勤講師の活用を図るとともに、これらの者について、教員等として必要な能力や専門性の担保が十分担保されるよう、選考や研修等で適切に対応することも必要である。

#### 【少人数教育】

- 少人数教育は、少人数学級のほか、チーム・ティーチング、習熟度別少人数指導など様々な方法で推進されており、今後の少人数教育の推進に伴う教職員定数の在り方については、学校現場において様々な方法のベストミックスを実現できるようにしつつ、学年段階や児童生徒の習熟の状況等に応じて推進することが必要である。
- 特に、小学校低学年においては、その間に表れた学力差が、その後の学力差の拡大に大きく影響しているとの課題が指摘されていること、高学年においては、学習指導要領の改訂を踏まえアクティブ・ラーニングの視点をいかした学習を推進していくために教科等の学びについての一層高度な理解が求められることなどを踏まえ、それぞれの学年段階や習熟状況に応じた少人数教育を推進する必要がある。

#### 【教員研修の充実】

- 近年の教員の大量退職・大量採用や更なる対応が求められる課題への対応が必要な状況に鑑み、学校組織全体で教員の生涯を通じた体系的・継続的な研修を行うことのできる環境整備が必要であり、教員研修のための定数の充実は、緊急課題への対応と中・長期的な課題への対応の両者に通じる根本的戦略である。
- 初任者等若手教員を含めた学校組織全体での教員研修の充実及び大量採用に伴う初任者へのサポート体制の一層の充実を図るために、研修体制の在り方を見直し、それを踏まえた教職員定数の充実と計画的な人事配置が必要である。
- また、多忙を極める教員の研修機会を確保するためには、研修等定数の充実を図る必要がある。

#### 【チームとしての学校の整備】

- 学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況の中、学習指導要領の改訂及び実施（平成 32 年度）にあわせた次世代の学校指導体制の基盤として、教員に加えて、事務職員や、心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）が学校運営や教育活動に参画し、それぞれの専門性を生かして、子供たちに必要な資質・能力を身

につけさせることができる学校（チームとしての学校）を整備していくことが必要である。

- そのため、事務職員が、学校における総務・財務等の専門性等を生かし、学校運営の改善を進めるため、学校事務体制の強化を図るための定数措置を進めることが必要である。
- また、子供が抱える困難の背景には心の問題、家庭環境の問題等が混在することから、教員をバックアップする体制が必要であり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務等を省令上明確化し、配置を充実することが必要である。
- あわせて、常勤職員としての全国的な配置の進捗状況を踏まえ、これらを各学校に置くべき職として位置づけ、将来的に国庫負担の対象とすることも検討する必要がある。
- さらに、部活動の指導を充実するためには、部活動の指導、顧問単独での引率等を行うことができる部活動指導員（仮称）を省令上位置付けるべきである。

### (3) 教職員定数の措置の在り方について

- 次世代の学校指導体制の構築に向けた教職員定数の改善を図るに当たっては、「基礎定数」と「加配定数」の性質に応じた措置の在り方を検討する必要がある。
- 基礎定数は、教職員の安定的・計画的な採用・配置を行いやすくなることから、これに適した定数措置については、基礎定数として充実することを検討する必要がある。一方で、機動的な政策対応になじみにくい性質があることに留意が必要である。
- これに対し、加配定数については、その時代の教育課題に対応した政策目的や地域の事情等に応じたきめ細かな定数措置が可能となる一方で、安定的・計画的な教職員の確保につながりにくいという課題がある。
- これらを踏まえ、基礎定数と加配定数のベストミックスを追求する必要がある。

## 4. 教員の勤務環境改善や質の向上等

- 国際的に見て長い勤務時間、多忙な勤務環境が指摘される中、教員の勤務実態の定期的な調査を実施し、教員の勤務実態を正確に把握し、勤務環境の改善方策及び教育の質の向上策を検討していくことが必要である。
- これと相まって、次世代の学校像を実現するためには、地域の人々と一体となった取組を進めるためのマネジメント力を最大限発揮し、「地域とともにある学校」へと転換することが必要である。
- このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指し、取組を一層推進・加速するとともに、「地域学校協働本部」の整備を推進する必要がある。その際、学校において地域との連携・協働の役割を担う教職員の位置づけ等についても検討していく必要がある。